

平成29年

上砂川町議会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成29年第2回臨時会

(2月20日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
臨時議長就任	3
議員自己紹介	3
理事者自己紹介	4
町長挨拶	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
仮議席の指定について	6
会議録署名議員指名について	6
選挙第 1号 議長選挙について	6
会期決定について	7
選挙第 2号 副議長選挙について	7
議席の指定について	7
常任委員会委員の選任について	8
議会運営委員会委員の選任について	8
議長の常任委員辞任について	8
選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員選挙について	9
選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員選挙について	9
選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員選挙について	10
選挙第 6号 空知中部広域連合議会議員選挙について	10
選挙第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙について	10
選挙第 8号 砂川地区広域消防組合議会議員選挙について	11
同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	11
閉会の宣告	12

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		2.20
1	小澤一文	○
2	越前等	○
3	伊藤充章	○
4	吉川洋	○
5	数馬尚	○
6	堀内哲夫	○
7	横溝一成	○
8	高橋成和	○
9	大内兆春	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 臨
		2.20
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○
地 域 支 援 推 進 室 長	永 井 孝 一	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 臨
		2.20
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○
書 記	藤 本 沙 希	○

平成 2 9 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

2月20日（月曜日）午前10時00分 開 会
午前10時43分 閉 会

○議事日程 第 1 号

き同意を求めることについて

臨時議長就任

議員自己紹介

理事者自己紹介

町長挨拶

○会議録署名議員

6 番 堀 内 哲 夫

7 番 横 溝 一 成

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員指名について
- 第 3 選挙第 1 号 議長選挙について
- 第 4 会期決定について
2月20日 1日間
- 第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 議長の常任委員辞任について
※ 常任委員会及び議会運営委員会
正・副委員長互選結果報告につい
て
- 第 1 0 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏
組合議会議員選挙について
- 第 1 1 選挙第 4 号 砂川地区保健衛生組
合議会議員選挙について
- 第 1 2 選挙第 5 号 石狩川流域下水道組
合議会議員選挙について
- 第 1 3 選挙第 6 号 空知中部広域連合議
会議員選挙について
- 第 1 4 選挙第 7 号 中・北空知廃棄物処
理広域連合議会議員選挙について
- 第 1 5 選挙第 8 号 砂川地区広域消防組
合議会議員選挙について
- 第 1 6 同意第 1 号 監査委員の選任につ

○事務局長（内野博之） 皆さん、おはようござ
います。私は、事務局長の内野でございます。

議員の皆様、このたびはご当選まことにおめで
とうございます。心からお祝い申し上げます。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会であ
りますので、議長が選挙されるまでの間、地方自
治法第107条の規定により年長の議員が臨時議長
の職務を行うこととなっております。したがいま
して、本日の出席議員の中の年長議員は数馬議員
でありますので、数馬議員に臨時議長をお願いい
たします。それでは、数馬議員、よろしくお願
いいたします。

○臨時議長就任

○臨時議長（数馬 尚） おはようございます。
ただいま紹介されました数馬でございます。地方
自治法第107条の規定により、議長選挙が終わる
までの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞ
よろしくお願いいたします。

○議員自己紹介

○臨時議長（数馬 尚） 初めに、議員の自己紹
介をお願いいたします。

小澤議員より順次お願いいたします。

○（小澤一文） おはようございます。小澤一文

でございます。よろしくお願いいたします。

○(越前 等) おはようございます。越前等でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○(伊藤充章) おはようございます。伊藤充章です。2期目に入りまして、1期目と違う責任の重さを痛感しております。町民の負託に応えられるように精いっぱい頑張っまいります。よろしくお願いいたします。

○(吉川 洋) おはようございます。2期目になりました吉川でございます。初心を忘れることなく議員活動、議会活動に邁進をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○(堀内哲夫) 皆様、おはようございます。堀内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(横溝一成) おはようございます。横溝でございます。よろしくお願いいたします。

○(高橋成和) おはようございます。高橋でございます。また4年間よろしくお願いいたします。

○(大内兆春) 皆様、おはようございます。大内でございます。4年間よろしくお願いいたします。

○(数馬 尚) 最後になりましたが、私も自己紹介をさせていただきます。東鶉に住んでおります数馬でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

◎理事者自己紹介

○臨時議長(数馬 尚) 引き続きまして、理事者の自己紹介をお願いいたします。

町長から順次お願いいたします。

○町長(奥山光一) おはようございます。町長の奥山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長(林 智明) おはようございます。副町長の林です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長(飯山重信) おはようございます。教育長の飯山でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

いたします。

○監査委員(横林典夫) おはようございます。監査委員の横林です。よろしくお願いいたします。

○総務課長(米田淳一) おはようございます。総務課長の米田でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長(浅利基行) おはようございます。企画課長の浅利です。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長(佐藤康弘) おはようございます。建設課長の佐藤でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○福祉課長(扇谷洋子) おはようございます。福祉課長の扇谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域支援推進室長(永井孝一) おはようございます。地域支援推進室長の永井でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課長(斉藤昭彦) 皆さん、おはようございます。住民課長の斉藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務出納課長(西村英世) おはようございます。税務出納課長の西村でございます。よろしくお願いいたします。

○教育次長(斎藤琢也) おはようございます。教育次長の斎藤でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長(数馬 尚) 以上で自己紹介を終わります。

◎町長挨拶

○臨時議長(数馬 尚) 次に、初議会に当たりまして奥山町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長(奥山光一) 改めまして、おはようございます。議員改選後の初議会に当たり、ご指示がありましたので、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、1月31日告示の町議会議員選挙におきまして町民の皆さんの絶大なるご信任

をいただき、はえある無投票当選の栄に浴され、心からお祝いを申し上げます。実質本日より新たなスタートとなるわけではありますが、これからの4年間、町民の代表として本町の振興発展、さらには町民の幸せのためにご尽力くださいますようお願い申し上げます。

私ごととなりますが、平成26年4月に町長に就任させていただいてから早いものでこの4月で4年目に入り、任期が残り1年となろうとしております。町長就任以来3年間、本町の課題であります人口減少問題や少子高齢化問題、さらには財政問題と山積する行政課題を抱えての行政運営でありましたが、議会や町民の皆様のご理解とご協力のもと、少しずつではありますが、課題解決に向け各種施策に積極的に取り組み、住みなれたこの町で町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりに努めてきたところであります。本日は、お二人の新議員がご出席されておりますので、十分に承知されているとは存じますが、改めて本町の置かれている状況につきまして若干ご報告をさせていただきます。

本町は、基幹産業でありました石炭産業の閉山、撤退により急激に人口が減少し、この人口減少に伴い急速な少子高齢化社会を迎えております。この人口減少、少子高齢化問題への対応は待ったなしの状況に直面しており、このことから平成27年度にまち・ひと・しごと総合戦略を策定し、人口の自然動態の改善と若年層を中心とした移住、定住による社会動態の改善を図るべく、子育て世代の負担軽減策や教育環境整備による学力の底上げなどの子育て支援対策、除雪サービスを初めとする在宅高齢者等サービス事業や予防接種助成事業などによる高齢者支援対策事業など、引き続き全ての町民が安心して暮らせる町づくり、地域づくりに努めているところであります。

また、町の財政状況であります。人口減少に起因し、自主財源である町税の減収により地方交付税を大宗とする財政構造であることから、平成

13年度より本格的な行財政改革に取り組み、平成19年度からは産炭地域発展基金からの長期借入金問題の解決を図り、町財政の健全化と安定化を目指し、町独自の財政健全化計画による行財政運営に努めてきた結果、財政収支を図り、さらには将来に向け、一定程度の効果を上げることができたところであります。しかしながら、地方財政を取り巻く状況は国の財政事情による地方交付税の考え方や地方分権、地方創生の流れから特に平成31年度以降の地方財政は先行きが不透明であり、本町のような小規模自治体には非常に厳しい状況が想定されるところであります。今後も人口減少や少子高齢化が進むと思われませんが、将来への展望を見据え、安定的かつ持続可能な行財政運営を目指し、現在本町が置かれている状況をしっかりと見据え、行財政改革の理念を基本に選択と集中による施策の重点化を図ってまいりたいと考えております。

平成29年度は、炭鉱閉山後30年を迎え、平成31年には本町に開拓のくわがおろされ、120年を迎えます。先人が築き上げたこの町をしっかりと守る一方、石炭産業にかわる新たな産業構造への転換が思うようには進んでおりませんが、旧産炭地域からの脱却を図り、新しい上砂川の創生のための重要な年と位置づけております。将来に向け、夢と希望が持て、活力と元気な町づくり、地域づくりのために何が求められているのか、何が必要なのか、何をしなければならないのかをしっかりと考え、職員とともに全力を尽くす所存であります。しかしながら、この思いは行政サイドだけではなし遂げることはできないものであります。きょうの初議会で新しい構成による議会活動がスタートされるところでありますが、行政と町民、さらには企業、団体、関係機関が連携していかなければならないというふうに考えております。議員各位におかれましても改めて現状を見詰め、町づくりに、そして町民の幸せのために積極的なご提言を賜りますよう、そして議会と行政が一体とな

り、ともに考え、ともに行動し、未来の上砂川のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年第1回定例会において町政執行に当たっての私の所信を申し上げますので、議員各位の積極的なご意見を賜りますとともに、今後ともご指導とご協力を心からお願い申し上げます。初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（数馬 尚） ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○臨時議長（数馬 尚） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（数馬 尚） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎会議録署名議員指名について

○臨時議長（数馬 尚） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、堀内議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（数馬 尚） 日程第3、選挙第1号

議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に大内議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大内議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました大内議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大内議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長に当選されました大内議員、ご登壇の上、当選の承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（大内兆春） 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私は、議員皆様方のご推挙をいただき、上砂川町議会議長に就任させていただくことになりましたことは身に余る光栄と責任の重さを痛感しております。私は、議員としての経験はほどほど長いのですが、自分のことは自分がよく承知しております。至らないことを含めてご推挙を受けました上は、そのご厚情に対して報いる覚悟を新たにしているところです。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら公正無私、中立公正を旨として町議会が円満に運営されますよう誠心誠意努力してまいります。議員の皆様におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。今後も多様化する住民ニーズに応えるよう、執行機関と議会が一体となって本町の発展と住民福祉の向上を目指して職責を全うする覚悟でございます。重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶いたします。

どうもありがとうございます。

○臨時議長（数馬 尚） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

大内議長、議長席にお着き願いたいと思います。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第4、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（大内兆春） 日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によるものと決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に高橋議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました高橋議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長に当選された高橋議員、ご登壇の上、当選の承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（高橋成和） 大変貴重な時間をいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま副議長の職をご推挙いただきまして、大変ありがとうございます。心より感謝申し上げます。議員各位、奥山町長を初め理事者の皆様方のお力添えをいただきながら、これから開かれた議会運営、そして皆様方とともにしっかり議会の信頼を取り戻していきたいと、そんなふうに意を新たにしているところでございます。これからも変わらず皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の就任のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎議席の指定について

○議長（大内兆春） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（大内兆春） 日程第7、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任においては、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。総務文教常任委員に吉川議員、越前議員、堀内議員、高橋議員、大内議員。厚生建設常任委員に伊藤議員、小澤議員、横溝議員、数馬議員。以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（大内兆春） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。議会運営委員に数馬議員、高橋議員、吉川議員、伊藤議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

今ほど私は総務文教常任委員に選任されましたが、議長である私は議会の先例に従い、総務文教

常任委員を辞退したいと思いますが、一身上に關することであり、除斥となりますので、ここで副議長と交代させていただきますので、暫時休憩といたします。

〔9番 大内兆春議員 退場〕

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○副議長（高橋成和） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（高橋成和） 日程第9、議長の常任委員辞任について議題といたします。

ただいま総務文教常任委員に選任されました大内議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会の委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところありますので、総務文教常任委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

〔9番 大内兆春議員 入場〕

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選であります。選考委員会において申し合わせをしておりますので、議長から報告をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） それでは、報告いたします。

総務文教常任委員長に吉川議員、副委員長、越前議員。

厚生建設常任委員長、伊藤議員、副委員長、小澤議員。

議会運営委員会の正副委員長の互選であります。委員長には数馬議員、副委員長は高橋議員。

以上のとおりです。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても申し合わせにより決定しております。後ほど名簿を配付いたします。

◎選挙第3号

○議長（大内兆春） 日程第10、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に高橋議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました高橋議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋議員が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、組合規定により議長も本組合の議員になりますので、申し添えておきます。

◎選挙第4号

○議長（大内兆春） 日程第11、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に伊藤議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました伊藤議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました伊藤議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により

告知いたします。

◎選挙第5号

○議長（大内兆春） 日程第12、選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました議長を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長が石狩川流域下水道組合議会議員に当選しました。

◎選挙第6号

○議長（大内兆春） 日程第13、選挙第6号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によること

に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に議長と吉川議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました議長と吉川議員を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長と吉川議員が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された吉川議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎選挙第7号

○議長（大内兆春） 日程第14、選挙第7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

◎選挙第8号

○議長（大内兆春） 日程第15、選挙第8号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区広域消防組合議会議員に伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました伊藤議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました伊藤議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されま

した。

ただいま当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号

○議長（大内兆春） 日程第16、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで堀内議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、ご退席願います。

〔6番 堀内哲夫議員 退場〕

○議長（大内兆春） 提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、前委員、高橋成和氏の任期満了に伴い、後任に堀内哲夫氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。

次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町字鶉33番地2（下鶉南3条2丁目1番8-1号）。氏名、堀内哲夫。生年月日、昭和20年9月28日。職業、無職。

備考、本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

す。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、堀内議員の入場をお願いいたします。

〔6番 堀内哲夫議員 入場〕

○議長（大内兆春） ここで、監査委員に選任されました堀内議員から挨拶を受けます。堀内議員、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（堀内哲夫） ただいま監査委員にご推挙いただきました堀内でございます。

私、先日2月18日をもって議長の職を辞したわけでございますけれども、この2期8年間、町長を初め理事者の皆さん、そして議員各位の皆さん方の温かいご支援に支えられてやってまいりました。心から厚く御礼申し上げます。また、ここで監査委員という重責を担うことになりましたけれども、まだまだ微力でございますので、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本臨時会に付託され

ました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成29年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。不手際だらけで本当に申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

以上で閉会いたしますので、ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 数馬 尚

議長 大内 兆 春

副議長 高橋 成 和

署名議員 堀内 哲 夫

署名議員 横溝 一 成